

○店頭回収等の活用による収集ルートが多様化について

主張：店頭回収は販売店の自発的な行為であり、容リ制度の案件ではないと考えます。

既に、流通事業者や容器メーカーがびん・缶、PET ボトル、発泡トレイ等の店頭回収を自主的に実施しており、法制度で義務化する合理的な理由がありません。また、実施されている店頭回収については、事業者による回収形態が様々であり、販売店の立地にも地域差があるなど、制度的に一律に義務付けるべきではありません。廃棄物処理法上の規制面で課題があるのであれば、店頭回収される PET ボトルを産業廃棄物として認定した上で、再生利用指定を行った東京都の例にあるように、国や道府県が積極的な対応を図っていただきたいと考えます。

これは、集団回収のような民間リサイクルの促進についても同様であります。

○ペットボトルの循環利用について

主張：分別収集された PET ボトルの指定法人への円滑な引き渡しの推進、及び、これに向けた入札制度の見直しを行うべきと考えます。

一般に再商品化された資源について、経済原則に基づく国際的な取引が行われることを否定するものではありませんが、容リルートでは収集したものは、容リ法の趣旨にのっとり、円滑に国内循環がなされる基盤が維持されていなければならないと考えます。

したがって、是非とも、市町村が独自処理をしているものの指定法人への円滑な引渡しが必要であり、そのための実効ある施策の議論が必要です。

少なくとも、国が基本方針に述べている「独自処理を行った市町村による適正処理の確認と市民への情報開示徹底」に加えて、その処理が『国内処理か海外処理か』の再商品化情報の公開の完全履行を行うべきであります。

指定法人ルートでは、H18年から有償化している使用済みPETボトルの現状を踏まえ、有償化に対応した「入札制度およびその運用」を論点とし、PETボトルに特化した「専門検討会」を立ち上げて、具体的な改善策を検討すべきと考えます。

例えば、有償分については、落札後は自治体・落札再商品化事業者間の契約とし、して法人は関与しないなど、です。

専門検討会は指定法人での運用規則にも大きく関連することから、検討会の論点、検討経緯等を、指定法人にすでに存在する、事業委員会、理事会等に適宜報告され、実行する際には、公益財団法人として、公益性を担保するために、運用変更等の周知など透明性の高い運営を要望いたします。

関連して、国内循環産業の育成について述べます。

2014年度のPETボトルリサイクルの現状は、弊推進協議会で公表している、回収・リサイクルの概要とマテリアルフローが参照できます。(P3、4)

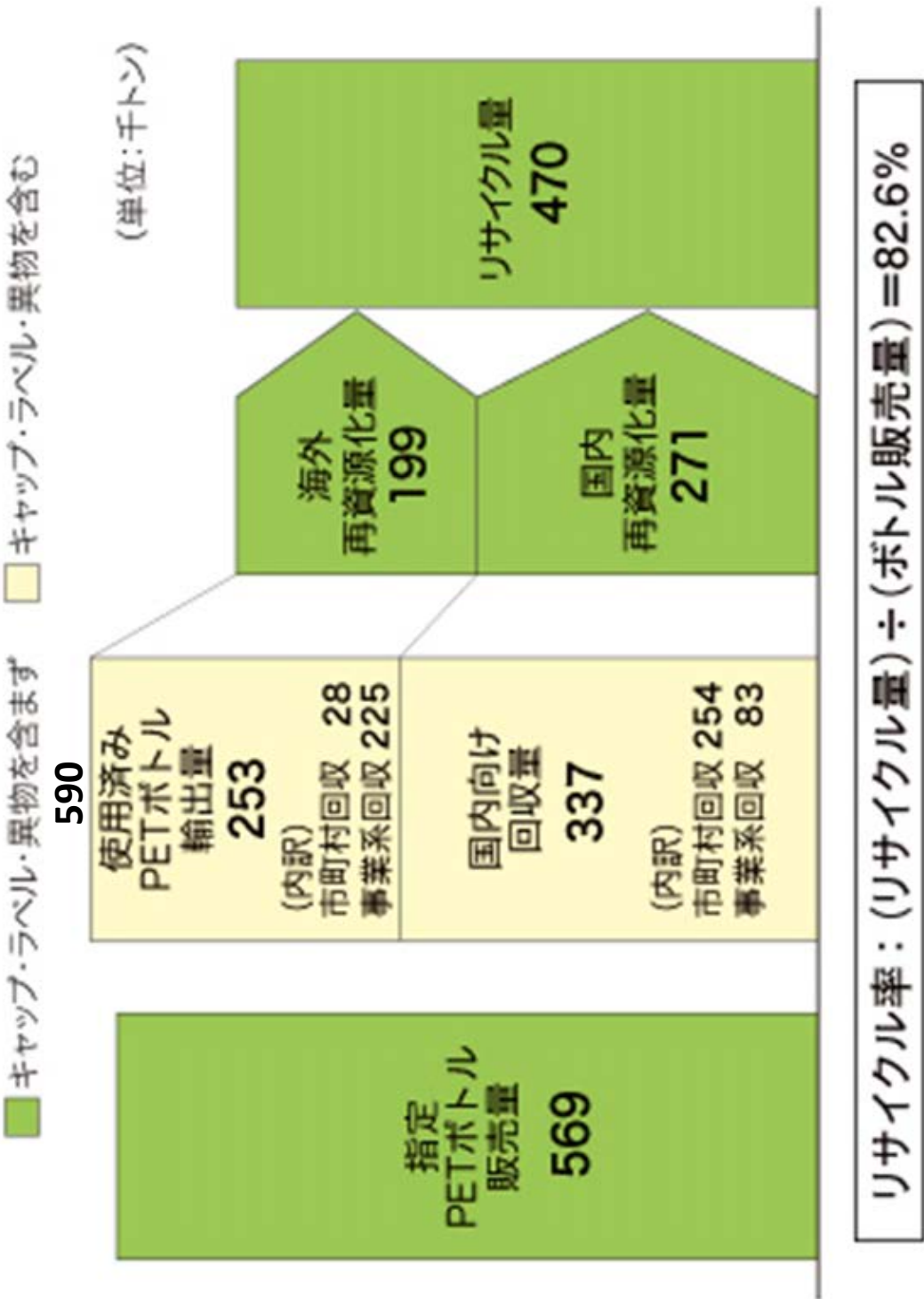
市町村回収の分別基準適合物は、282千トン、うち、輸出に廻ったものは、28千トンですから、国内でリサイクルに廻ったものは254千トンです。

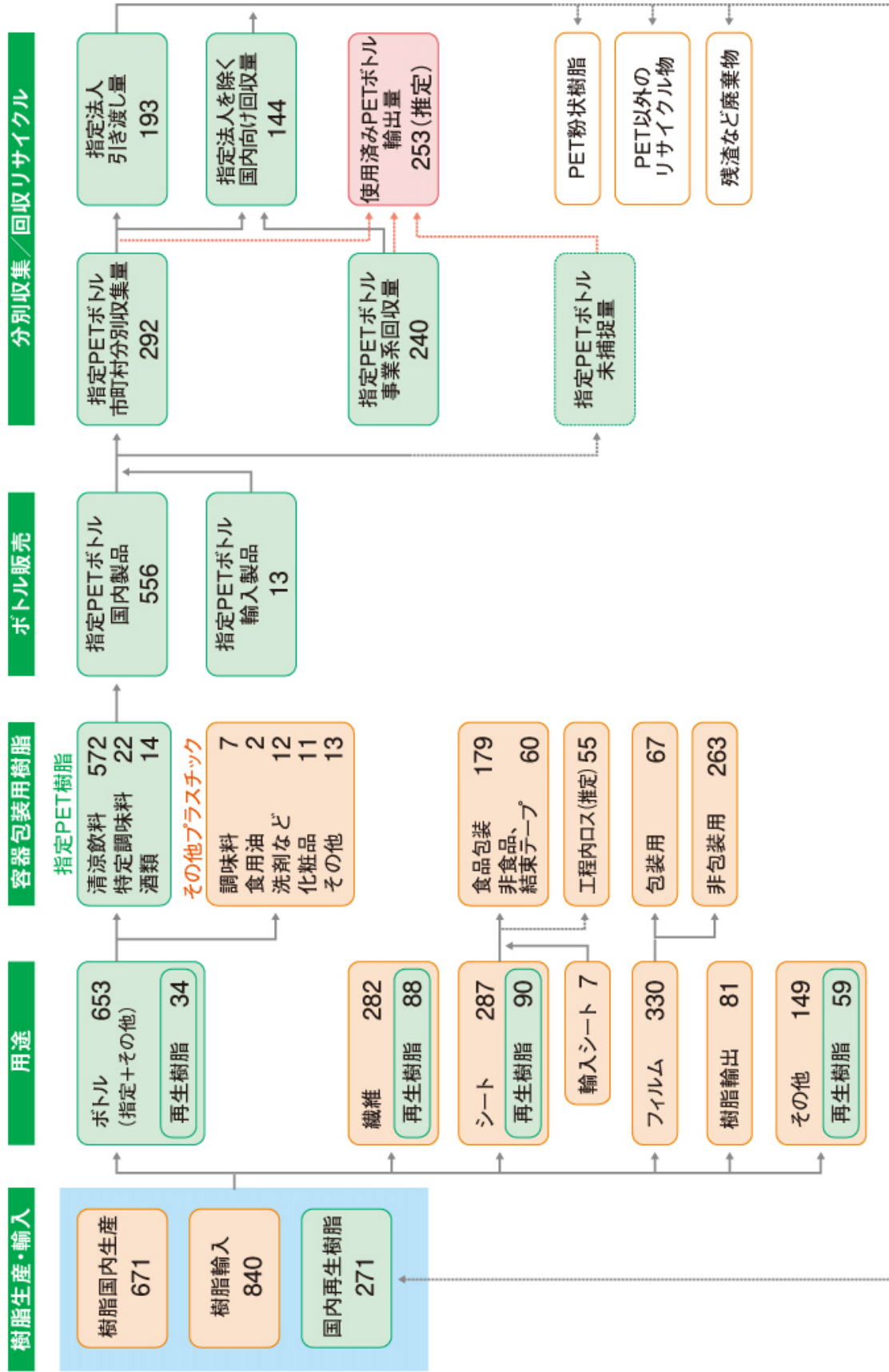
近年、ボトル to ボトルの手法が拡大してきており、今後、さらに5万トン以上の設備投資がなされる状況と認識しております。

従来のリサイクラーの規模からすると、取扱量が大きくなり、より合理化され、より効率の高いリサイクルになっていくと思われます。また、当然、競争が進み、生産性と品質の向上も図れるものと考えます。

以上

3. 回収・リサイクルの概要(2014年度)





(出所)

- 樹脂国内生産: 経済産業省化学工業統計月報
- 樹脂輸出: 財務省貿易統計
- 繊維: 経済産業省化学繊維統計月報
- ボトル: PETボトル協議会
- フィルム: PETボトルリサイクル推進協議会による推定値
- シート: PETトレイ協議会
- 分別収集量: 環境省
- 指定法人引き渡し量: 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
- ボトル国内製品、輸入製品、事業系回収量、国内再生樹脂: PETボトルリサイクル推進協議会
- 使用済みPETボトル輸出货量: PETボトルリサイクル推進協議会による推定値